

公 告 第 4 7 6 号

任意継続被保険者の令和6年度標準報酬月額の上限について

任意継続被保険者の令和6年度標準報酬月額の上限について、下記のとおり
公告します。

記

| | |
|------------------------|---------------|
| 任意継続被保険者の 標準報酬月額の上限 | 30等級 500,000円 |
| 実 施 日 | 令和6年4月1日 |

(健康保険法第47条第2項による令和5年9月30日における当健保組合
全被保険者の標準報酬月額を平均した額「507,642円」が標準報酬月額
「30等級」「500,000円」に該当)

令和6年2月14日

日本原子力発電健康保険組合
理 事 長 中 川 和 英